

役員報酬規程

社会福祉法人三谷園

(目的)

第1条 この規程は、役員(理事・監事・評議員)の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員は、無報酬とする。ただし、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品運送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書をもって実費支給する。

(改正)

第3条 この規程の改正は、理事会・評議員会の決議を得てから改正する。

(施行)

第4条 この規程の施行は、理事会・評議員会の議決を得てから施行する。

附則

この規程は平成 29 年 6 月 20 日から施行する。